

五監公告第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年11月27日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

高齢福祉課

3. 監査の期間

令和5年9月25日～令和5年10月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 行政財産目的外使用料の納期限について、条例等で定める日以外の納期限を設定していることを前回の定期監査で指摘されているが、今回の監査においても同様であり、改善が図られていない状況である。再発防止を徹底し、適正な事務処理に努められたい。	五泉市会計事務規則を遵守し、正しい処理について、再確認するよう再度、高齢福祉課全員に周知いたしました。今後は複数人で確認等行い、適正な事務処理に努めてまいります。
② 五泉地域包括支援センターは、防火管理者の選任が必要な防火対象物であるが、消防計画に定めた消防訓練を実施していない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。	今後は訓練の実施日を年度当初に決定し、消防計画に基づき実施してまいります。